

地域における生物多様性保全に関する施策



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

生物多様性保全活動促進法に関する国交省所管法関連地域における保全活動 国土交通省

- ・都市部において、特別緑地保全地区等の指定により緑地を保全し、市民と連携・協働した保全活動を推進。
- ・河川、港湾、海岸、都市公園等では、その整備・管理において、生物生息域の保全・再生・創出を行い、市民の活動の場を提供するとともに、市民と協働で生物多様性に配慮した管理等を実施。



都市における緑地の保全のための主な制度

都市において特別緑地保全地区等を指定し、緑地を保全するとともに、緑地管理機構等の制度により、民間団体や市民による緑地の保全等を推進。

特別緑地保全地区等の制度

名称	制度の概要	指定状況(H20年度末現在)
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	・都市において自然的環境を形成している緑地を都道府県(10ha未満は市町村)が都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全	387地区 約2,150ha 18都道府県 70都市 (近郊緑地特別保全地区を除く)
市民緑地 (都市緑地法)	・300㎡以上の土地等の所有者の申出に基づき、土地所有者と地方公共団体等が市民緑地契約を締結し、地域住民の利用に供する緑地・緑化施設を設置・管理し、一般公開	145地区 約80ha
近郊緑地保全区域 近郊緑地特別保全地区 (首都圏近郊緑地保全法 近畿圏の保全区域の整備 に関する法律)	・首都圏及び近畿圏の大都市近郊における無秩序な市街化を防止し、良好な自然環境を保全するため、国土交通大臣が近郊緑地保全区域を指定し、開発行為等を届出・勧告制により規制 ・枢要な地域は、都府県・政令市が近郊緑地特別保全地区を都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全	25地区 約97,100ha 26地区 約3,400ha

緑地管理機構制度

都市緑地法により、都市における緑地の保全・緑化の推進を図るため、緑地保全や緑化推進に取り組む一般社団法人もしくは一般財団法人または特定非営利活動法人を都道府県知事が緑地管理機構に指定し、民間団体や市民による自発的な緑地の保全・緑化の推進を支援

3

都市部の緑地における市民の緑地保全の取組

特別緑地保全地区等で、市民との協働により、生物多様性保全に配慮した緑地の保全活動を推進。

○特別緑地保全地区における市民参加による保全管理計画の作成、大学との連携した研究の実施(川崎市)

市民参加による保全管理計画の作成、実施

- ・緑の条例(川崎市)に基づき、地域住民等と協働し、保全緑地の適正な維持管理のための保全管理計画を作成。
- ・保全管理計画の作成に参加した地域住民等を中心に、市民活動団体を立ち上げ、保全管理活動を実施。
- ・平成21年度末で17か所の保全管理計画が策定済。



市民協働による保全管理計画の作成

大学との連携

- ・市内の3大学と連携し、保全された緑地を研究フィールドにし、植生管理など、持続可能な里山環境の回復などに向けた研究を実施。
- ・研究結果は、動植物の生息・生育環境保全の手引き(川崎市作成)にも反映し、生物多様性保全に資する取組にする予定。



大学と連携し持続可能な里山環境の研究を推進

○市民緑地の維持管理活動(千葉市)

- ・千葉市では、みどりを守るための事業を「街山(まちやま)づくりプログラム」として実施。市民緑地制度による緑地の保全をそのうちの1つとした。
- ・街山づくりプログラムでは、千葉市と土地所有者が市民緑地契約を結ぶ際に、市と土地所有者と市民団体の3者間で維持管理協定を締結。土地所有者の協力や千葉市の支援のもと、市民団体が主体となって管理を実施。
- ・平成18年に街山づくりプログラムの市民緑地第1号として市民緑地契約を締結した小倉市民の森では、地域住民で結成された維持管理団体が中心となって、草刈りや清掃などの維持管理を実施。
- ・千葉市では、同様の緑地を平成18年から3年間で4箇所設置し、都市の良好な自然的環境を保全。



小倉市民の森(千葉市)

○近郊緑地保全区域におけるNPOによる保全活動(神奈川県)

- ・網代近郊緑地保全区域で活動する諸団体が連携し、基本合意を確認。
- ・現在は、特定非営利活動法人格を取得し、(財)かながわトラストみどり財団とも連携して、保全活用をすすめる基本活動を継続的に実施。



植物の保全活動



自然観察会

4

都市公園において、地域住民、NPO等による生物の生息・生育環境の形成や自然とのふれあいの場を提供。

○座間谷戸山公園(神奈川県座間市)における市民団体による谷戸の環境の保全・再生

- ・座間谷戸山公園は、谷戸と呼ばれる自然的環境が残されており、雑木林、針葉樹林、水田、湿地などの多様な環境が保全されている。
- ・このような環境を守るため、市民団体による農作業や環境の保全活動が行われている。



市民団体による稲刈り



市民団体による雑木林の落ち葉かき

○梅小路公園(京都府京都市)における市民ボランティアによるモニタリング

- ・旧国鉄貨物駅跡地という非自然的な空間に地域の自然の特徴を取り入れた復元型ビオトープ「いのちの森」を整備。
- ・ボランティアのモニタリンググループが、月1回の生物相のモニタリング調査を実施しHPで公開、また市民向け自然観察会を年15回実施。



自然とのふれあいの場となる通路の設置



モニタリンググループが行っている自然観察会

河川の市民と連携した維持管理の取組

自然環境の保全・復元を必要とする河川区域において、国、都道府県・市町村、地域住民、NPO等が連携し、湿地再生等の自然再生の取組や外来種防除等の維持管理を実施。

○鬼怒川(栃木県)における市民と協働した外来種駆除、希少種保全活動

鬼怒川の礫河原再生では、きめ細やかな維持管理として、地元市民団体による外来種駆除、カワラノギク等の保全活動の実施による持続的な事業効果の保持、河川愛護精神の醸成を目指す。

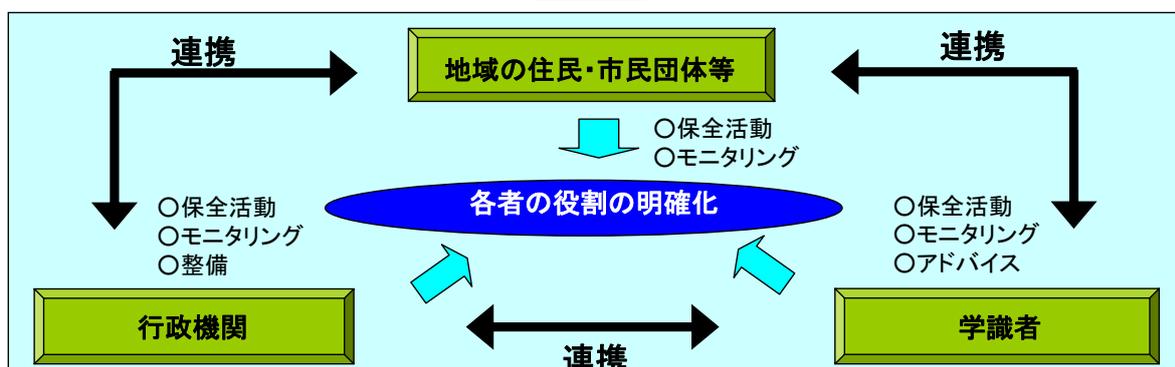


シナダレスズメガヤ駆除

市民との連携・協働による維持管理



カワラノギク再生活動



海岸を防護するために海岸保全区域を指定するとともに、海岸環境の整備と保全を図り、生物生息域の保全活動に寄与。

○表浜海岸(愛知県)における市民と協働した海岸づくり

アカウミガメが上陸産卵する表浜海岸の砂浜では、自治体やNPO、学校等の地域の様々な関係者が連携して以下の取組を行っている。

- 海岸保全区域の指定による、砂利採取等の行為規制
- ウミガメの産卵地及び海浜植物の植生地である砂浜の自然環境を保護する目的の車両の乗り入れ規制
- ウミガメの孵化調査など子どもたちの体験学習等と、ウミガメを指標とした海浜環境の調査
- 堆砂垣による砂浜の再生

豊かな海浜、ウミガメの産卵に必要な砂浜の保全



表浜海岸のウミガメ
写真提供: 特定非営利活動法人表浜ネットワーク



ウミガメを指標とした海浜環境の調査
写真提供: 特定非営利活動法人表浜ネットワーク 9

生物生息域である干潟を保全・再生・創出し、NPO等の活動の場を提供し、活動を推進。

○三河湾(愛知県)における環境教育活動

三河湾では、漁業者や愛知県と連携して、39箇所の干潟を造成した。造成された干潟では、地元NPOの技術的支援により、自治体が地元住民の参加する環境教育活動を行っている。

○中山水道航路の浚渫により発生した浚渫土砂: 620万m³



国土省と愛知県の連携
(港湾部局・水産部局)

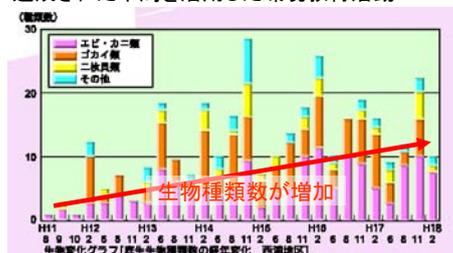
○覆砂、干潟・浅場・造成: 620ha



西浦地区干潟
(平成11年度造成: 12ha)



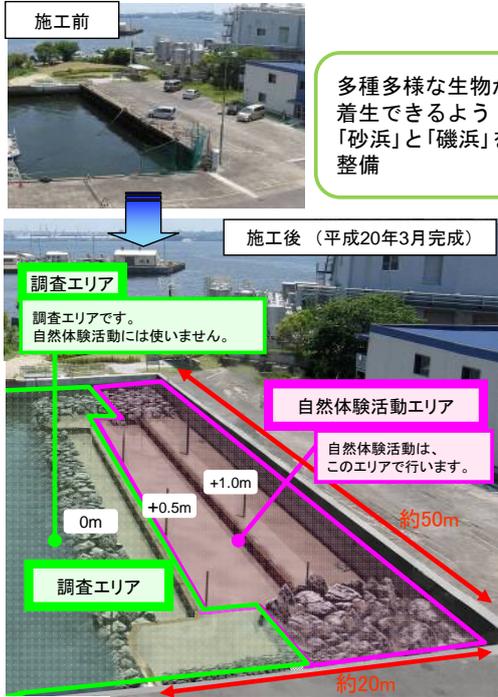
造成された干潟を活用した環境教育活動



海辺の自然環境を活用した環境教育、自然体験活動を推進。

○横浜港における調査活動、自然体験活動

横浜港(国土交通省横浜港湾空港技術調査事務所構内)において、老朽化した棧橋を撤去し、その跡地に1,000㎡規模の干潟・磯場を造成して護岸を改良。



多種多様な生物が着生できるように「砂浜」と「磯浜」を整備

- 研究機関等と連携し、干潟・磯場生態系の成立の実証と環境改善効果の検証を行っている。
- NPO等と連携・協働しながら、市民を対象に「自然体験活動」を実施。環境学習の場として活用され、環境改善意識の醸成を図っている。



地域住民との協働による生物調査会



公募した市民活動団体による干潟耕耘



研究機関による底生生物調査

■モニタリングにより確認された主な生物



アサリ



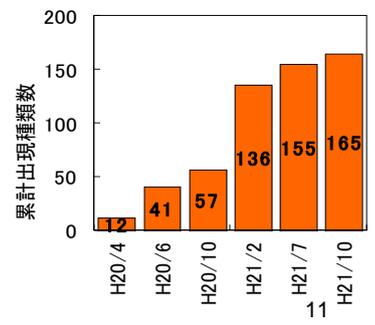
マメコブシガニ



マテガイ



コトヒキ



生物多様性保全のための取組の推進

社会資本整備分野の生物多様性保全の取組を推進するため、先進的・効果的取組を調査するとともに、セミナー等により地方公共団体、民間事業者、NPO等への普及を図る。 平成23年度予算額: 1,200万円(新規)

